

医療保険・介護保険参事質問事項回答 (令和6年10月22日 参事会配布用)

	質問	回答	分類
1	充形とCAD/CAMインレーによるコンビネーション修復を行う場合、CAD/CAMインレーのための窩洞形成の加算は算定ができるか。	充形においては算定不可。	16歯冠
2	交付した処方箋に含まれる、後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上)を一般名処方したが、一般名処方加算2に査定された。この場合、一般名処方加算1での算定は認められないのか。	当該薬剤が一般名処方マスタ記載の対象外である場合、一般名処方加算2での算定となる。度々変更があるため、厚労省のHPにて一般名処方マスタを確認してください。	07投薬